

(仮称) 生駒市市民投票条例 (案) 見出し

第1条	目的
第2条	市政にかかわる重要事項
第3条	投票資格者
第4条	市民投票の発議又は請求等
第5条	市民投票の形式
第6条	代表者証明書の交付等
第7条	市民投票の実施
第8条	市民投票の期日
第9条	情報の提供
第10条	投票運動
第11条	投票資格者名簿の調製等
第12条	投票所等
第13条	投票の方法
第14条	期日前投票等
第15条	開票所
第16条	無効投票
第17条	投票結果の告示等
第18条	投票結果の尊重
第19条	再請求の制限期間
第20条	委任